

補助券の申請から接種までの流れ

本事業を利用する場合は、事前に
「四日市市帯状疱疹ワクチン接種費用補助券」が必要となります。

■補助券申請方法(次の①～③のいずれかで申請してください。)

①市公式ホームページからインターネットによる申請



市公式
ホームページ

②郵送およびFAXによる申請

郵送先 四日市市役所 健康づくり課
〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号 FAX 353-6385

③健康づくり課、各地区市民センター(中部地区除く)、 市民窓口サービスセンターの窓口での申請

※お電話での申請のお申込みは受け付けておりません。

※お申込みから2週間程度で、補助券を送付します。

※不活化ワクチンの1回目を補助外で接種しており、2回目の補助のみ申請の場合は、
1回目の接種証明書が必要となりますので、健康づくり課窓口のみでの申請となります。

■接種までの流れ



1 補助券が届いたら、事前に接種を希望する医療機関に
お問い合わせの上、予約等をしてください。

※医療機関によっては、実施していない場合もあります。
また県外の医療機関は利用できません。



2 予約した接種日には、
必ず **補助券** **運転免許証など身分証明書** **自己負担金** を
お持ちください。



3 補助券は**不活化ワクチン2回分、生ワクチン1回分**の共用式の
補助券となっています。どちらかのワクチンを選択してください。

※不活化ワクチンを接種した場合は、
1回目接種後、2回目補助券を、医療機関から返却されます。
その補助券は2回目に必要となりますので大切に保管してください。

■自己負担金の支払い

接種ごとに、自己負担金(医療機関の設定する額から市の補助額を引いた額)を医療機関へ
支払ってください。

お問い合わせ先 四日市市成人予防接種専用ダイヤル

TEL 059-340-3350

受付時間／午前8:45～午後5:00(土・日・祝日・12/29～1/3除く)

たい じょう ほう しん

帯状疱疹ワクチン 接種費用補助事業について

- 当事業は、加齢など免疫力の低下により発症頻度が増加する帯状疱疹の発症や重症化を予防し、市民の健康づくりを支援するため、帯状疱疹ワクチンの接種費用の一部を補助するものです。
- 当事業では、各自の判断で接種する任意の予防接種となります。接種に際しては、かかりつけ医等とご相談し、予防接種による効果や副反応などを理解のうえで接種の判断をしてください。

対象者

四日市市に住民登録のある、接種当日に50歳以上の人で、
これまでに市の補助で当ワクチンの予防接種を完了していない人
(不活化ワクチン2回あるいは生ワクチン1回)

※定期予防接種の対象者は、補助対象外となります。

対象となる ワクチン

●不活化ワクチン(2回接種) ●生ワクチン(1回接種)
どちらか一方を選択してください。

※詳細はP2、P3をご確認ください。

実施 期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

※この期間外は、利用できません。

実施 医療機関

帯状疱疹ワクチン予防接種を実施している医療機関

※必ず事前にお問い合わせください。医療機関によっては実施していない場合があります。
また県外の医療機関では利用できません。

帯状疱疹とは

帯状疱疹とは、水痘(水ぼうそう)のウイルスが原因で起こる病気です。70歳代で発症する方が最も多く、発症すると、体の片側に水疱を伴う発疹が帯状に広がり、痛みを伴うことが多く、3～4週間ほど続くなどの症状がでる病気です。症状によっては、点滴や入院での治療が必要となることがあります。また、帯状疱疹にかかった50歳以上の約2割が長期間痛みの残る帯状疱疹後神経痛に移行するといわれています。



定期予防接種について

令和7年度から帯状疱疹ワクチン予防接種は国の法律(予防接種法)で定められた定期予防接種となりました。
定期予防接種の対象は年度内に、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上の年齢に達する人で、対象者は該当年度に個人通知をします。
今後、定期予防接種の対象となる人は、今回送付の補助券の利用について医師と事前に相談の上、利用の有無を検討してください。(補助券を利用し接種する場合は、各自の判断で接種する任意予防接種となります。)